

長期優良住宅認定申請

令和7年4月24日から

オンライン申請

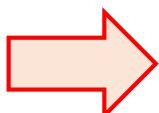
始めます！



「県庁まで行くのが遠い…」

「土日に申請手続きをしたい…」

「収入証紙を購入するのが面倒…」



○来庁不要

○土日祝日に申請可能

○手数料電子決済

≪ 是非、オンライン申請をご利用ください ≫

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下「法」とする。)に基づく各種申請について、下記のURLまたはQRコードから、ちば電子申請サービスを活用した電子申請が可能です。

- オンライン申請の対象：認定申請（法第5条第1項～7項）
変更認定申請（法第8条、法第9条第1項・第3項）
地位の承継申請（法第10条）
取下げ届
認定事項変更届
完了報告

※引き続き、窓口への持ち込み・郵送による紙申請も可能です。

※郵送による申請の場合、手数料の電子納付が可能となりました。 詳細は千葉県のHPからご確認ください。

▽▼認定申請、変更認定申請、地位の承継申請はこちらから▼▽

【URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=42667】



※オンライン申請が可能となっているのは、
千葉県（住宅課）が窓口の場合のみです。
その他の申請については、各市にお問合せください。



お問合せ先

千葉県県土整備部都市整備局

住宅課 住宅政策班

Tel : 043-223-3255 Fax : 043-225-1850



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

長期優良住宅オンライン申請の流れ

認定等申請のオンライン申請方法については以下の通りとなります。（届出・報告とは異なります）

詳細については、県HPからご確認ください。

県HP : <https://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/mochiie/hinshitsu/tyoukiyuuryoudennshika.html>

■オンライン申請手続きの流れ

申請者

①申請

申請書類をちば電子申請サービスから提出

③手数料電子納付

支払い方法は以下から選択可能です。

ペイジー / クレジットカード /
PayPay / auPAY / d払い

⑤申請書類の補正

メールにて修正資料を送付してください。

※ちば電子申請サービスからの修正は
できませんのでご注意ください。

⑦認定通知書の受取

郵送もしくは窓口での受取となります。

※郵送の場合、郵送料を③で納付していただきます。

また、副本データはちば電子申請サービスからダウンロードしてください。

※認定通知書返却時に副本のお渡しはしていません。

千葉県

②手数料納付依頼

メールにて手数料納付依頼を送付します。
※受付日は手数料納付日となります。

④審査

手数料納付を確認後、審査を開始します。

なお、修正等がある場合は、メールもしくはお電話にてご連絡します。

⑥審査完了

メールにて、審査完了のご連絡をします。

申請窓口

■申請窓口：長期優良住宅建築等計画の認定は、法第2条第6項に定める「所管行政庁」が行います。

千葉県内の所管行政庁は以下のとおりです。

建設地	申請窓口	
	建築基準法施行令 第148条第1項第1号又は 第2号に掲げる建築物	その他の建築物
千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、 成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、 流山市、八千代市、我孫子市、浦安市	各市	各市
野田市、茂原市、鎌ヶ谷市、君津市、 四街道市、印西市、白井市	各市※	千葉県（住宅課）
その他の市町村	千葉県（住宅課）	千葉県（住宅課）

※申請に係る建築物の新築等に関して、法律等の規定により知事の許可が必要である場合は、千葉県が所管行政庁となります。